

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 27 日 作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第28条第5項
処 分 の 概 要：質契約の終了行為を行う場所の承認
原権者（委任先）：京都府公安委員会
法 令 の 定 め：質屋営業法第4条第2項、第3項（営業内容の変更）、第9条（許可証の返納）、第28条第1項、第2項、第3項（質置主の保護）、質屋営業法施行規則第1条（申請及び届出の一般的手続）、第6条（廃業の届出）、第10条（死亡の届出）、第14条の2（許可証の返納）
審 査 基 準：質契約を終了させるために必要な行為を行う場所が、質置主の保護の観点から不相当でないと認められる場所であるときに承認する。
標 準 処 理 期 間：25日
申 請 先：申請書は、旧営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）窓口にて提出してください。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室防犯営業係 （電話 075-451-9111 内線3032）
備 考：